

上田市丸子地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上田市	丸子地区 (丸子集落、東内集落、西内集落、御嶽堂集落、生田集落、長瀬集落、塩川集落、藤原田集落)	令和3年3月19日	

1 対象地区の現状 (ha)

①地区内の耕地面積	1,268.6
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	740.0
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	404.7
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	99.7
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.4
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	263.9

2 対象地区の課題

丸子地区では70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、丸子集落では14.1ha、東内集落では16.8ha、西内集落では14.0ha、御嶽堂集落では10.4ha、生田集落では14.2ha、長瀬集落では7.9ha、塩川集落では14.2ha、藤原田集落では8.0haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。担い手が高齢化しており、後継者不足であり、耕作放棄地の増加が懸念される。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丸子集落の農地利用は、165.5haのうち、中心経営体である11経営体が11.6haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や、認定新規就農者の受入れや確保を促進することで対応していく。

東内集落の農地利用は、177.2haのうち、中心経営体である16経営体が36.6haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

西内集落の農地利用は、154.9haのうち、中心経営体である5経営体が5.2haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

御嶽堂集落の農地利用は、102.7haのうち、中心経営体である15経営体が26.8haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

生田集落の農地利用は、233.9haのうち中心経営体である17経営体が29haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

長瀬集落の農地利用は、123.4haのうち、中心経営体である13経営体が21.8haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

塩川集落の農地利用は、216.3haのうち、中心経営体である13経営体が66.7haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

藤原田集落の農地利用は、94.7haのうち中心経営体である8経営体が22.2haを担うほか、中心経営体の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<農地の貸付け等の意向>

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、3,245筆、2,015,992㎡となっている。

<農地の集積・集約に向けた取組方針>

- ・農業委員会・農協・土地改良・水土里会・地区活性化組合等の農業関係機関と連携し、農地の貸借を円滑に進めるとともに、地域の実情に応じ農地中間管理機構の機能活用を図っていく。
- ・農業の集団化(法人化)をすすめ、繁忙期の作業労力を確保する。
- ・農地の集約化による作業の効率化を図る。
- ・中心経営体の規模拡大に協力する体制を整備する。

<農地中間管理機構の活用方針>

- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった時、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ中間管理機構を通じて、中心経営体への貸付を進めていく。
- ・農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約に取り組む。

<農業人材の確保に向けた取組方針>

- ・農業大学校、里親制度利用者、Iターン、Uターン、退職前後の人に働きかけ、担い手を増やす。
- ・小中学校と連携し、農業体験学習を通じて、将来的な担い手を育成していく。
- ・認定農業者や集落営農組織等の経営体の育成・促進を図り、国・県・市の補助制度の利用を推進する。

<鳥獣被害防止対策の取組方針>

- ・地域による鳥獣害対策の策定。
- ・助成金を活用し、防護柵の設置、既存の柵の修理、管理を行い対策を強化する。
- ・捕獲体制の構築等、人材育成の支援を行う。

<基盤整備の取組方針>

- ・小規模農地が多い地域や、未整備の地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に向けた検討を行う。
- ・施設、水路の長寿命化に取り組む。

<地域農業活性化の方針>

- ・高収益作物・施設栽培等の導入を進めていく。
- ・地域活性化組合を中心とした栽培の推進や地域農業の近代化に取り組む。

農地の貸付け等の意向

	集落	貸付意向の農地	
		筆数	面積(㎡)
1	丸子	657	328,308
2	東内	466	337,326
3	西内	536	272,087
4	御嶽堂	178	124,928
5	生田	423	326,436
6	長瀬	326	192,646
7	塩川	439	260,234
8	藤原田	220	174,028
計		3,245	2,015,993